

令和3年1月14日

利用者及び御家族の方へ

京都市修徳児童館  
(075-353-6399)

## 緊急事態宣言の発令を受けた子育て支援施設の対応について（1月13日現在）

平素は、本市の児童福祉・青少年行政に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、京都府域に対する緊急事態宣言が発令されたこと等を踏まえ、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

今般の緊急事態宣言について、国は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する。」と示しており、令和2年4月から5月にかけて発令されていた緊急事態宣言とは異なるものとされていることから、以下のとおり対応します。

- ・ 当施設においては、利用者や職員間の感染防止のため、万全を期したうえで、**緊急事態宣言を理由とした臨時休園・休所等は行わず、運営を継続します。**
- ・ 運営を継続する中で、感染が疑われる場合や感染者が発生した場合は、状況に応じて、利用の自粛依頼又は臨時休園・休所を行います。
- ・ 利用者の方はもとより、世帯の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、利用を控えてください。

#### 2 感染拡大対策の徹底

各御家庭においては、感染拡大防止に十分留意していただいているところですが、新型コロナウイルスに「かからない」「うつさない」ために、**家庭内感染の防止**も含め、**別紙**の内容について、御留意いただき、感染予防・感染拡大防止を徹底していただきますようお願いいたします。

#### 3 その他

- ・ 当施設においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、利用者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、**自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。**
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて利用者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。